

2021年2月5日

組合員 各位

千葉県学校生活協同組合 管理課

緊急事態宣言期間中の営業時間短縮延長について

千葉県学校生活協同組合では、日本政府より1月7日に「緊急事態宣言」が発出されたことを受け、2021年1月12日から2021年2月7日までの期間、事務所営業時間を短縮してまいりました。

2月2日、日本政府より栃木県を解除し、残る1都10県については緊急事態宣言がさらに1ヶ月間延長されることとなりました。

この要請を受け、当組合といたしましては、組合員への事業を安定的に継続するため、また、職員の感染リスク軽減を目的として、事務所の営業時間短縮をさらに1ヶ月間延長することといたしました。

組合員皆様には、大変ご不便とご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

□2021年1月12日～2021年3月7日までの営業時間

平日 9時30分～16時30分

※国・県・市より新たな要請等がなされた場合、および、緊急事態宣言が延長または解除された場合は、上記の短縮期間・営業時間を変更する場合があります。その際は速やかにご案内いたします。

なお、営業時間外のお問い合わせは、学生協ホームページの「お問い合わせ」よりメールでもお受けできますのでご利用ください。